

# 第1回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等 に関わる審査特別委員会 概要報告

<b>年月日</b>	平成23年9月6日	<b>会場</b>	第1委員会室	<b>案件</b>	正副委員長の互選
<b>出席者</b>	東 千春 駒津喜一 山田典幸 日根野正敏 佐藤 靖 竹中憲之 山口祐司 上松直美 高橋伸典 川村幸栄 議長 黒井 徹 副議長 佐藤勝				
<b>欠席委員</b>	なし				

第1回使用料金見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会

審査事項

平成23年第3回定例会付託 議案第1号名寄市立学校施設開放利用条例の制定について

平成23年第3回定例会付託 議案第2号使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

条例概要

議案第1号

行財政改革推進実施本部において、平成20年度から学校施設の使用料、無料施設の有料化について検討を重ね、受益と負担の適正化、公平性の原則から学校開放を全校統一の使用料、暖房料を制定しようとするものです。

議案第2号

行財政改革推進実施本部において、平成20年度から社会教育施設及び社会福祉施設の使用料、無料施設の有料化について検討を重ね、受益と負担の適正化、公平性の原則から料金の統一化ならびに、無料体育施設等の使用料、暖房料等、及び風連地区の年間券の廃止について制定、あわせて名寄市風連地区施設使用料徴収条例を廃止しようとするものです。

案件

1. 正副委員長の互選について議題とし、委員長に東千春が、副委員長に竹中憲之委員が全会一致で選任された。

以上

報告者

委員長 東千春

## 第2回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等 に関する審査特別委員会 概要報告

<b>年月日</b>	平成23年9月16日	<b>会場</b>	第1委員会室	<b>案件</b>	付託議案第1.2号
<b>出席者</b>	東 千春 駒津喜一 山田典幸 日根野正敏 佐藤靖 山口祐司 上松直美 高橋伸典 川村幸栄 議長黒井徹 副議長佐藤勝				
<b>欠席委員</b>	竹中憲之				

### 審査の概要

議案第1号名寄市立学校施設開放利用条例の制定について

説明員に鈴木教育部長 粕谷生涯学習課長 広瀬教育部参事 中山風連生涯学習担当主査の出席を求め冒頭資料の説明を受け審査を行った。

会議の運びとして、多くの公共施設にまたがる部分があることから、総体的質疑、更には他の体育施設とかかわりがあることから、一部議案第2号にも関連した内容となった。

主な質疑としては

問 共通年間券ができたいきさつ

答 H15年の行財政改革から公共施設の有料化から議会に付託され利用者の利便性から年間券ができた

問 共通年間券の廃止について

答 行革の中で風連地区だけは不公平との議論から全市的料金の統一からの提案となった

問 議会の取り組みは

答 議員提案だった、学校等の都合で使える施設箇所が変わる場合に共通券は便利だった

問 共通年間券の評価は

答 制度としては利用者からは便利だったと思うが施設の形態や時間や面積によって支払う方がベターだと考えた

問 現状の年間使用収入について

答 使用料の収入は現在体育施設で600万円で400万円の増加になる試算

問 受益と負担と施設の有効利用の整合

答 利益を受ける方から一定程度の負担をいただき公平公正と地域間格差の解消を考えた

問 生徒と児童と高校生の区分について

答 無料施設の有料化では学校開放とプール、現状の学校利用の四十数団体、7時から9時までの2時間と少年団の利用は無料 プール他市では100円が多い

問 道内で無料開放している箇所は

答 上川管内19市町村で無料は8、有料は11 (次回資料として提出を求める)

多くの質疑が交わされました、次回は閉会中に審査を行うこととして閉会した

報告者

委員長

東千春

## 第3回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等 に関する審査特別委員会 概要報告

<b>年月日</b>	平成23年10月4日	<b>会場</b>	第1委員会室	<b>案件</b>	付託議案第1.2号
<b>出席者</b>	東 千春 竹中憲之 駒津喜一 山田典幸 日根野正敏 佐藤靖 山口祐司 上松直美 高橋伸典 議長 黒井 徹 副議長 佐藤 勝				
<b>欠席委員</b>	川村幸栄				
<b>第3回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等にかかわる審査特別委員会</b>					
<b>審査の概要</b>					
議案第1号名寄市立学校施設開放利用条例の制定について					
説明員に鈴木教育部長 粕谷生涯学習課長 広瀬教育部参事 中山風連生涯学習担当主査の出席を求め追加資料の説明を受け審査を行った。					
審査の内容が他の施設とかかわりがあることから、一部議案第2号にも関連した内容となった。					
主な質疑としては					
問 使用料の減免と免除について					
答 学校開放で少年団は免除、青少年の健全育成は免除社会福祉団体は5割、市主催は10割減免					
問 説明会で出された意見は					
答 少年団活動への支援に6カ月券の要望があり作成、年間券がなくなれば週2-3回使う団体は負担が増える					
問 使用料の減免と免除について算定根拠					
答 昭和50年のスポセンの料金を基準にした、学校開放では1時間500円が多くスポセンなどとの比較などから設定した。プールは他市で多い100円とした					
問 学校開放とBG等有料の違いは					
答 学校はあいている時に使える制約と人件費が掛からないが、BGやスポセン等は人件費が掛かる					
問 高校生の利用実態は					
答 スポセンの高校生の団体利用は少ないが個人では3000人 H22度BGアリーナは416人17% 武道場32人3%多目的ホール68人3%					
問 3カ月、6カ月券の根拠と8掛けの意味は					
答 3カ月券は20日の利用額相当とし、回数券の割引率を根拠として8掛けとした					
問 普通教室、特別教室の利用団体との話し合いの現状は					
答 学校開放は専用の入り口と校舎に行けない構造が必要、特別教室利用は名寄小学校に1団体。 東小に普通・特別教室、西小に特別教室が可能、特別教室は音楽教室で特別な要望はない。					
問 風俗と風紀の表現方法は					
答 他市の表現方法を参考にした、内容的には同じ 公の秩序と風俗が対になって参考にした					
次回の資料要求はスポセンの条例制定時の解釈について					
次回日程は10月11日13:30 第1号及び第2号1から7条と12条を審査する					
			報告者	委員長	東千春

**第4回 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会  
概 要 報 告**

<b>年月日</b>	平成23年10月11日	<b>会場</b>	第1委員会室	<b>案件</b>	付託議案第1.2号
<b>出席者</b>	東千春 竹中憲之 駒津喜一 山田典幸 日根野正敏 佐藤靖 山口祐司 上松直美 高橋伸典 川村幸栄 議長黒井 徹 副議長 佐藤 勝				
<b>欠席委員</b>					

**第4回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等にかかわる審査特別委員会**

**審査の概要**

議案第1号名寄市立学校開放利用条例の制定について

説明員に鈴木教育部長 粕谷生涯学習課長 広瀬教育部参事 中山風連生涯学習担当主査

西村スポーツ振興係長の出席を求め、審査の内容が他の施設とかかわりがあることから、一部議案第2号にも関連した内容となった。

はじめにスポーツセンターの利用料の過去からの経過について資料を基に説明を受けた

主な質疑としては

**問** 特別教室の収入見込みは

**答** 300円週一回で、50回暖房費加算2万円を見込む

**問** 高校生のスポーツへの参加率増は、社会人への健康管理に役立つのではないか

**答** 継続的なスポーツは望ましいが、高校生の一定の負担が望ましい

**問** 高校生の位置づけが明確に示してほしい

**答** 高校生の位置づけを再度内部協議し、次回委員会で答弁を求めることとした

第1条名寄市風連町サンシャインホール設置及び管理に関する条例の一部改正について

**問** 暖房料金で、半分利用でも1/2にしなくても良いのでは

**答** もう半分は違う団体が使うと考える、学校開放と同じ考え方

**問** 暖房期間は決めないのか

**答** 明記すれば暖房を入れなくてもいただくことになる、暖房料は後納

第2条名寄市営球場条例の一部改正について

第3条名寄市風連東地区運動広場条例の一部改正について

**問** テニスコートを含む料金収入の見込み額を、表に整理して提出してほしい

**答** 次回提出する

第4条名寄市営プール条例の一部改正について

第5条名寄市スポーツセンター条例の一部改正について

第6条名寄市風連スキー場条例の一部改正について

**問** 曜日によって開始時間が、違うがその公平性について

次回までに整理して答弁する

次回日程は、10月17日午前10時から教育委員会所轄、10月20日午後1時30分から

10月20日から、市民福祉部と経済部所轄の審議を行うことを決め閉会した

報告者

委員長

東千春

# 第5回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等 に関する審査特別委員会 概要報告

<b>年月日</b>	平成23年10月17日	<b>会場</b>	第1委員会室	<b>案件</b>	付託議案第1.2号
<b>出席者</b>	東千春 竹中憲之 駒津喜一 山田典幸 日根野正敏 佐藤 靖 山口祐司 上松直美 高橋伸典 川村幸栄 議長 黒井 徹 副議長 佐藤 勝				
<b>欠席委員</b>					

## 第5回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等にかかわる審査特別委員会

### 審査の概要

議案第1号名寄市立学校開放利用条例の制定について

議案第2号使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

説明員に鈴木教育部長、粕谷生涯学習課長、広瀬教育部参事、中山風連生涯学習担当主査、西村スポーツ振興係長の出席を求め、審査を行った。

会議の冒頭前回の課題だった事項について説明を受けた。

本来高校生の料金を定めるべきであるが、施設の機能や利用状況から高校生の扱いにばらつきが出た。

使用料について、現在の体育施設使用料総額は約600万円、改正後は学校開放も含めて約300万円増の900万円を見込む。

スキー場の利用では開始時間が公平性に欠けることから、平日、土日と同じ時間から開始する。

問 スキー場の管理費への影響は。

答 平日は多くの学校授業を行っているため変わりなくできる。

問 開始を時刻を明記する条文が正しいのではないか。

答 他の条文を調査したい、次回委員会までに、双方で検討する。

問 プールの高校生の扱いは。

答 本来は有料が公平だが、高校生の利用が少なく優遇することで利用促進を図ることと、利用者と管理の煩雑さを避けることから無料とする。

### (第7条B&G海洋センター条例)

問 減免の団体の規定を持っているのか。

答 減免は団体利用社会、福祉、スポーツは5割、定期券の減免は個人料金としての割引。

問 団体の主な団体は。

答 スポーツ団体は、体協加盟、少年団加盟、それらも含めて社会教育団体文化協会、PTA、子ども会など。福祉は日赤、社協に加盟する団体。

### (第12条名寄市風連環境改善センター条例)

問 定期券3.6カ月券、団体でプールで料金が違う。

答 団体の時間による、大きさによる。団体は、使う部屋ごとの料金、個人は部屋の大きさとは異なる。

問 パークゴルフ場は、複数で使えるが考え方は。

答 プールは、全施設共通、各施設の定期券、風連BGと改善センターは同じ建物と考える。

報告者

委員長

東千春

## 第6回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等 に関わる審査特別委員会 概要報告

年月日	平成23年10月20日	会場	第1委員会室	案件	付託議案第1.2号
出席者	東千春 竹中憲之 駒津喜一 山田典幸 日根野正敏 佐藤 靖 山口祐司 上松直美 高橋伸典 川村幸栄 議長 黒井 徹 副議長 佐藤 勝				
欠席委員					

### 第6回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等にかかわる審査特別委員会

#### 審査の概要

議案第2号使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

説明員に、市民部では、扇谷市民部長、益塚地域住民課長、荒井地域住民課主幹を、経済部では、寺崎経済部長、湯浅営業戦略室長、真鍋営業戦略課長、白井営業戦略係主査に出席を求め、審査を行った。

#### 第8条 名寄市風連地福祉会館条例について、第9条 名寄市仲町集会場条例、第11条 名寄市西風連コミュニティーセンター条例について

問 提案理由では全市的な統一となっているが、条例案は違うのではないか。

答 公平公正は大きな前提。コミセンの扱いは合併以来結論が出ていない。課題として残っていて、一体的なすすめをする最中で年間共通券を廃止することで一步進めたい。今後、全市的な統一が必要。入場料を取った利用も可能。コミセンの管理では、条例を作って審議会に諮っている。これは利用料金にもかわり、一時間当たりの料金は変えないで4段階への変更を行いたい。

問 風連のかつての学校統合など旭地区をはじめとする住民意見は。

答 コミセンのある地域に入って意見を聞いた。出席率も良くない地域もあった。老人クラブの利用、多く使うサークルでは、困る、理解するの両意見がある。無形文化財や老人クラブは減免対象とする。

問 減免を利用したと仮定した収入見込みの計算はできないのか。

答 次回資料として提出する。

#### 第10条 名寄市風連日進レクリエーションセンター条例について

問 利用団体と利用回数、日払いでの利用は。

答 H20 9件163名 H21 7件155名 H22 8件201名で部落、協力会、中学校、酪農振興会、営農組合日払いでの利用は過去4年間ない。また年間券の対象にもなっていない。

問 冬に利用する場合の暖房料は。

答 暖房料は除雪をしないので使わない、規則で記載する。

問 4時間を超えた場合は、1時間で料金が掛かるのが1時間と2時間の端数の処理は。

答 4時間以上いることは考えにくい、利用実態から考えた。

問 条例で書いてあることと違うこと事を規則に書いてよいのか。

答 条文の書き方、5円の端数は全体にかかわることなので、内部協議をして次回答弁をすることとした。

次回日程は10月28日15時30分から、積み残しの答弁と質疑の後は委員間の討論を行うこととした。

報告者	委員長	東千春
-----	-----	-----

## 第7回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等 に関する審査特別委員会 概要報告

<b>年月日</b>	平成23年10月28日	<b>会場</b>	第1委員会室	<b>案件</b>	付託議案第1.2号
<b>出席者</b>	東千春 竹中憲之 駒津喜一 日根野正敏 佐藤 靖 山口祐司 上松直美 高橋伸典 川村幸栄 議長 黒井 徹 副議長 佐藤 勝				
<b>欠席委員</b>	山田典幸				
<b>第7回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等にかかわる審査特別委員会</b>					
<b>審査の概要</b>					
議案第1号 名寄市立学校開放利用条例の制定について					
議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について					
説明員に鈴木教育部長、扇谷市民部長、寺崎経済部長、粕谷生涯学習課長、荒井地域住民課主幹湯浅営業戦略室長、真鍋営業戦略課長、白井営業戦略係主査の出席を求め審査を行った。					
前回の残された課題について、まず、鈴木部長より受益と負担の整合についてのまとめについて、説明を受けた。					
粕谷課長より、スキー場の時間を記載していないことは不備に当たらないとの説明。					
湯浅室長から日進レクセンの暖房料は社会教育施設と統一したもので、問題はないとの説明があった。					
主な質疑としては、					
<b>問</b>	スキー場で時間の明記の必要はないことで、備考欄に記載を考えるか。				
<b>答</b>	時間の明記では、使用料で指定管理では管理者が自由にやらないように定めるが、直営の場合は定める必然はない、市民周知の徹底で公平性を担保する。				
<b>問</b>	日進レクセンの冬季管理用は、第5条の2に起因することか。				
<b>答</b>	5条に2によるものです。				
<b>問</b>	鈴木部長からの説明について、なぜ最初に言わなかったのか。近い将来の統一で審議会は最長で2年、どこまでやるのか				
<b>答</b>	合併から5年で整理できなかった。コミセンは2年、合併から10年で算定替が終わるまでに、施設の改廃も含めて行いたい。				
<b>問</b>	審議会での論議の進捗状況は。				
<b>答</b>	審議会は2回開催したが、核心の部分に行けていない。互いの心情を話している段階で、一年で着地点を見出すことは難しいかもしれない。高齢化による地域の疲弊は、風連地区だけではなく、名寄全体の課題でもある。				
<b>問</b>	委員会で結審して、コミセンは地域で話し合っている人たちに、支障にならないのか。				
<b>答</b>	コミセンでは2回行い、使用料改正の話はしてある。意見では将来の全市的改定は理解をいただいていると思う。				
次回、議員間の討議の論点は、①行財政改革②風連と名寄の料金格差解消の第一歩としての捉え方。③施設の有効利用とし、議案第1号2号を合わせた討議として3テーマを同時に行うことを確認。					
次回の委員会は、11日13時に開催することを確認して終了した。					
<b>報告者</b>			<b>委員長 東千春</b>		

# 第8回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等 に関する審査特別委員会 概要報告

年月日	平成23年11月11日	会場	第1委員会室	案件	付託議案第1号. 第2号
出席者	東千春 竹中憲之 駒津喜一 山田典幸 日根野正敏 佐藤靖 山口祐司 上松直美 高橋伸典 川村幸栄 議長 黒井徹 副議長 佐藤勝				
欠席委員					

## 第8回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等にかかわる審査特別委員会

### 審査の概要

議案第1号名寄市立学校開放利用条例の制定について

議案第2号使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

第8回委員会は、説明員を招かないで委員間の討議を行った。

- ・おおむね、2年後に改めて料金改定を考えているのであれば、今この条例提案に疑問がある。
- ・行政側としては、料金の統一が目的で行政改革にはなっても利用はしづらくなる。
- ・市民の利便性としては、風連方式の方が良いのではないか。
- ・料金体系の統一は、必要ではないか。
- ・風連からは、共通券を残してほしいとの意見はある、なぜ名寄に合わせるのか。
- ・名寄市の料金の全体が、統一した考えになっていないのではないか。
- ・説明内容は、あいまいで明確な答えはない。
- ・理事者のコンセプトが見えない部分もある、一度ですべてを決めては。
- ・年間共通券は、本当に議会としてだめだという決断ができるのか、あいまいに結論は出せない。
- ・市民に説明ができない。
- ・名寄の状況では、年間共通券の導入は難しい。
- ・学校開放は、有効に使われている。電気代程度を払うのは公平だ。
- ・今回は、問題提起をして再度しっかり考えて提案してもらっては。
- ・スポーツ振興は、子ども、一般、老人で一般はお金を払うべき。
- ・2年後に審議会の結論が出るが、議会で方向を出すべき。
- ・行財政改革が先にたって利便性や、青少年の健全育成、高齢者の健康を重要視すべき。
- ・それぞれの施設の受益者の適正な負担は必要ではないか。
- ・高校生の扱いは、天文台など全体の整合が図られていない。
- ・無料がいいとは言っていないが、利便性を高め、健康増進などを図ることを考えられないか。

委員長 再度論点を整理して、理事者の見解を伺ってはどうか。

1. 年間共通券の検証経過と廃止の理由。 2. 今後の公共料金の統一に対する考え方。
3. 今回の提案が将来の公共料金統一の第一段階である根拠。
4. 行財政改革を考える中で、青少年健全育成と高齢者福祉がどのように反映されているのか。
5. 料金区分を1時間から4区分とした理由。 以上5点を次回文章で回答を求めることとした。

次回の委員会は、11月17日(木)午後1時に開催することを確認し閉会した。

報告者

委員長

東千春

# 第9回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等 に関わる審査特別委員会 概要報告

年月日	平成23年11月17日	会場	第1委員会室	案件	付託議案第1.2号
出席者	東千春 竹中憲之 駒津喜一 山田典幸 日根野正敏 佐藤靖 山口祐司 上松直美 高橋伸典 川村幸栄 議長 黒井徹 副議長 佐藤勝				
欠席委員					

## 第9回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会

### 審査の概要

議案第1号名寄市立学校開放利用条例の制定について

議案第2号使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

説明員として、佐々木総務部長、鈴木教育部長、扇谷市民部長、寺崎経済部長、粕谷生涯学習課長、荒井地域住民課主幹、湯浅営業戦略室長を招き審議を進めた。

まず、佐々木総務部長から行革にかかわる総合的な考えとして発言があった。

かつて上下水道の料金についてはまず、料金統一をすることを目的に改定を行った。

合併特例期間、その後の一元化、増収も含めた適切な受益と負担を考え、おおむね5年スパンで考える。

現在は、国からの交付金の増額により基金も積めたが財政基盤は変わらない、更に健全財政が必要。

年間共通券は評価するが、全道での例を見ない。利用しない市民との公平性と財政的に問題がある。

その後5項目の質問事項について、どちらに合わせるというのではなく新たに考えたなどの説明があった。

質疑としては

**問** 名寄には、無料施設が残るのではないか

**答** 公設老人クラブは、廃止も含めて検討する、町内会館の建設など個別の課題がある

**問** 年間共通券は、優れているのか。

**答** 徴収コストは、掛からないが、安定的長期的な運営は難しく住民の公平性からは個別の方が良い。

**問** コミセンの振興審議会は。

**答** 今後の管理と運営方式についてお願いしている。料金の話はしていない。自主管理でも現行の

料金体系を基準にしながら料金体系を決めるまでには、過渡的に対応する。

その後の討論としては

- ・利便性を図る考えが見えない。審議会の結論が出るまであせる必要はない。案を出しなおすべき。
- ・一度ですべてを解決するのは難しい。
- ・受益と負担の公平性は必要で、一体感の足がかりとすることが望ましい。
- ・一度に100%は無理だと思うが、市民目線が入っていない。
- ・一体感をはかるためにも進めるべき。
- ・議論から年間券は無理だと感じた。高校生の課題はあるが、まず進めるべき。
- ・この条例案の結論は、審議会にも大きく影響する。

などの意見が出された。

次回は11月27日(日)午後1時開会を決めて会議を閉じた。

報告者

委員長

東千春

# 第10回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する審査特別委員会 概要報告

<b>年月日</b>	平成23年11月27日	<b>会場</b>	第1委員会室	<b>案件</b>	付託議案第1.2号
<b>出席者</b>	東千春 竹中憲之 駒津喜一 山田典幸 日根野正敏 佐藤靖 山口祐司 上松直美 高橋伸典 川村幸栄 議長黒井徹 副議長佐藤勝				
<b>欠席委員</b>					

## 第10回使用料見直し等に伴う関係条例の整備等にかかわる審査特別委員会

### 審査の概要

議案第1号名寄市立学校開放利用条例の制定について

議案第2号使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

会議の進め方として、個別の案件に関する討議、意見の開陳を行い、合意点を見出せるか検討した。

### 議案第1号では

- ・他市の状況も有料化が多い、受益と負担から行うべき。
- ・有料化は青少年の育成やスポーツ振興を否定するものではない。
- ・教育委員会として、公共施設の考え方が定まっていないので市民説明ができない。
- ・風連は、有料で同じにした方が良い。
- ・使用する人とししない人の負担の公平性が重要。
- ・学校の利用は、地域から団体へと変わってきている。公平性、風連との整合からも必要。
- ・高齢者対策が必要で、風連も無料化が望ましい。
- ・行財政推進本部が示した100%、25%、0%負担のルールで決めるべきだ等の発言があり、公共施設の料金のあり方の論議を行ったが、公共施設の基本を2年で出すように委員会としての意見を付せるかとの発言があったが、委員会の性格上、条件付採決はできず付帯決議は法的根拠はないことから、合意点は見出せず、採決の結果賛成多数で原案の通り決定すべきものと決した。その後、少数意見の留保を求める発言があり、賛成者があるため成立しました。

### 議案第2号では、特に年間共通券については

- ・年間共通券は、風連地区には必要。
  - ・名寄を含めた共通券は、高額になり難しい。
  - ・公平性から廃止が望ましい。
  - ・名寄市全体でできないか考えたが、説明では難しいと感じた。
  - ・施設ごとの共通券という考え方が必要だった。
  - ・料金の是正は必要だが、各施設ごとの共通券が望ましい。
  - ・一体感、受益と負担の公平間から廃止が望ましい。
  - ・全市的な共通券は、難しいため廃止が望ましい。
- 等の発言があり、合意点を見出せないため、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。その後、少数意見の留保を求める発言があり、賛成者があるため成立しました。

報告者	委員長 東千春
-----	---------